

いただいたご意見と本市の考え方

No.	主なご意見の概要	本市の考え方
1	「生活困窮者の一時的な居住の場を提供する民間事業への市営住宅活用実施要綱（案）の第 8 条では使用許可期間が 1 年、第 9 条では継続して使用を希望する場合に終了の 1 月前までに申請する旨が規定されていますが、使用継続の期間の上限に関する記載がありません。使用継続の期間に上限はないのでしょうか。使用を希望し続けられればいつまでも使用可能なのでしょうか。上限があるのであれば、記載していただけるとわかりやすいと思います。	本事業の実施にあたっては、法人の事業実施上、複数年の利用が想定されることから使用の継続の規定を設けていますが、同一の法人に永続的に同一住戸を許可し続けることを認める趣旨ではないことから、5 年を目途とすることを考えています。 現在の要綱案ではそのことが記載されておらず、わかりにくいことから要綱第 9 条に第 2 項として、「使用の継続は、使用許可法人に対する当初の使用許可期間の開始日から起算して 5 年を超えない範囲を限度とする。」旨を追記します。
2	第 3 条の解釈だが、法人が同一団地の複数戸をこの事業で活用するとき、そのうちの 1 戸を入居者のためのケアやサービス拠点（提供するための食事を作る場所として等）や自治会との調整を担う現地事務所として使用しても差し支えないか（もし禁止となればそれはどの条文に明記されているか）。第 17 条第 2 項に鑑みても、問題ないように思うが、如何か。	第 3 条に記載のとおり、本事業の範囲は、「自立相談支援機関からの依頼等により、一定の住居を持たない入居者に対して、一時的な居住の場を提供するとともに、必要に応じて衣食等の日常生活上必要なサービスを提供するもの」となります。 入居者のためのケアやサービス拠点（提供するための食事を作る場所として等）や自治会との調整を担う現地事務所としての使用は第 3 条に規定する事業の範囲外であることに加え、法人は、第 19 条第 1 項に定める入居者に該当しないことから、使用不可となります。

3	第4条第2項第4号で「使用を希望する市営住宅」とあるが、どこの団地に空きがあるかわからないのに、具体的な団地の名称など書けないのではないかな？ 単に手前ども法人が勝手な希望で団地名を書いたとて、空いてない→即ち使えない、となれば、手続きや時間が相当の無駄になるのではないかな？ あらかじめ、本事業で活用可能な団地の名称を具体的に列挙して公募すべきではないかな。 あるいは、〇〇区及び××区の団地での活動を所望、などと書かせてもよいのではないかな。 とにかく申込する法人が面倒なく、手戻りなく申請できるよう変更・改善されたし。	「使用を希望する市営住宅」については、様式1の申込書のとおり、単一ではなく複数の市営住宅を希望できるようにしております。 また、大阪市ホームページには市営住宅一覧を掲載しておりますので、参考にしてください。
4	第4条第3項第3号で「暴力団でないこと及び暴力団又は暴力団員等の統制下にある法人でないこと」とあるが、入居予定者は暴力団員またはその関係者でも差し支えないかな。 例えば、元暴力団員で住まいに困っている御仁を入居させても問題ないかな。可か不可か明確に回答を。何卒、制度や法の趣旨に鑑みて検討されたい。	本市では、大阪市暴力団排除条例を制定し、暴力団による不当な行為その他暴力団を利する行為の防止等、暴力団の排除に関する施策を実施しています。また大阪市営住宅条例第5条第1項第8号では、入居者資格として「その者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと」と規定しています。 本事業の入居予定者についても、市営住宅を活用することから、他市営住宅入居者との均衡を保つため、この規定を準用し、暴力団員については入居の対象外と考えています。 なお、使用許可にあたり、本要綱第25条第1項第13号では、法人の

		役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益を不当に与えたと認められるときは使用許可を取り消すことができることとしています。
5	第4条第3項第7号で「宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人ではないこと」とあるが、キリスト教系の慈善団体・福祉団体はこの規定により排除され则认为てよい。	応募法人が第4条第3項第7号の「宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人ではないこと」に該当するかどうかは、申込内容を精査したうえでの判断となります。
6	第5条で「使用を希望する市営住宅の自治会等との必要な調整は、福祉局が行う」とあるが、正式に使用許可される前に、福祉局担当者殿が事前調整するという理解でよい。 事前調整がついたか、つかなかったかは、具体的にいつの時点で判明するのか。その結果は、第4条第2項の申込書提出前に、法人にご教示いただけるのか。 この事前調整がつかなければ、第4条第2項の申込書の使用を希望する団地として記載してはいけないということか。	第5条の「使用を希望する市営住宅の自治会等との必要な調整」は、第4条第2項の申込書を提出いただいた後、福祉局において、使用を希望する市営住宅の自治会等と調整を行います。 自治会等との調整の結果については、使用予定法人に対し様式2の選定結果通知書により通知します。

7	第 19 条第 2 項に「対象住戸 1 戸あたり、1 世帯の入居とする」とあるが、1 戸に入れる人数に上限はないのか。 「ただし、あらかじめ市長が認める場合はこの限りではない。」とは、具体的にどんな事例を想定しているのか、ご教示賜りたく。ここを明確にしておかないと、いわゆる貧困ビジネスとやらの使われるおそれがある。	入居者について、対象住戸 1 戸あたり 1 世帯としていますが、1 戸に入れる人数に上限は定めておりません。 ただし書きの規定については、いわゆる内縁関係にある者などの場合などが考えられますが、対応としては個々の状況を見た上での判断となります。
8	第 20 条で「金銭を徴収することはできない」とあるが、金銭以外の経済的対価を求めることは差し支えないと考えてよいのか。 そもそもこの条文における金銭の定義は何か。	本事業は、一定の住居を持たない生活困窮者に対して、一時的な居住の場を提供するとともに、必要に応じて衣食等の日常生活上必要なサービスを提供するものであり、第 19 条に規定している入居者を対象としております。 また、第 20 条については、当該住戸入居にあたり入居者に対し、経済的負担を求めないこととする趣旨の規定となりますので、金銭以外の経済的対価も含め、徴収できないことをご理解ください。
9	様式 2 の選定結果通知書は、行政処分にあたらぬのか。	様式 2 の選定結果通知は、行政処分には該当しません。

10	様式 2 1 使用に係る選定の可否ではなく、使用予定法人としての選定の可否ではないか。第 4 条第 3 項に規定する件の様式とすれば、明らかに用語文言に不備不足がある。	様式 2 の「1 使用に係る選定の可否」の項目については、第 4 条第 3 項のみではなく、使用予定の市営住宅も含めた選定結果であるため、使用予定法人としての選定の可否ではなく、使用に係る選定の可否としています。 なお、選定結果通知書は、様式 2 の下段に記載するとおり、使用許可がなされることが確約されるものではありません。
11	様式 3 更新の場合でも、5 必要書類に記載されているすべてを再提出しないといけないのか。省略することができる書類もあるのではないか。 そもそも「更新」か、「継続」か。第 9 条は「使用の継続」とあるが、法令解釈上、如何か。	更新の場合でも様式 3「5 必要書類」の項目に記載する必要書類の提出が必要です。 第 9 条の「使用の継続」は、使用許可期間満了後も、同じ住戸を引き続き使用することをいい、「継続」の文言を使用しています。 また、使用許可期間は、第 8 条のとおり 1 年以内としているため、引き続き使用する場合、改めて許可申請が必要であることから「更新」の文言を使用しています。